

くらしの情報 ふなばし

No.170

平成30年(2018年)7月15日発行
船橋市消費生活センター
船橋市本町1-3-1
JR 船橋駅南口フェイスビル5階
TEL 047-423-3006

~クレジットカード~ “利用明細書は” 必ず確認しましょう

目次

- ・クレジットカード
利用明細書は必ず確認しましょう 1~2
- ・相談窓口から
こんなトラブルが…………… 3
- ・平成29年度消費生活センター相談概要… 4

クレジットカードは、商品やサービスの代金を後払いすることができるカードです。
最近では、電気代など公共料金の支払い、スーパーでの日常の買い物やインターネットショッピングでも利用され、生活インフラのひとつになっています。

クレジットカードを利用するとポイントがたまる、登録すれば交通系ICカードに自動的にお金をチャージできるなど便利な機能があります。

しかしクレジットカードは、クレジット会社からあなたの信用をもとに貸し与えられているものです。紛失や盗難に気をつけ、返済期日を守るなど管理が必要です。

現金がなくても支払いができるのでお金を使ったという意識が低くなりがちです。
計画的な利用をこころがけ「使いすぎ」を防ぎましょう。



あなたは毎月の“利用明細書”を確認していますか？

クレジットカードの利用明細書

クレジットカードを利用すると、後日クレジット会社から「利用明細」が届きます。

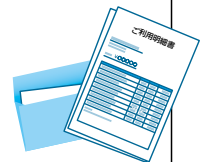
最近では、郵送以外にもインターネットやアプリで確認できるものもあります。

利用明細は、クレジットカードの利用内容を確認するためのものです。

「利用日」「利用店」「利用金額」「支払合計額」などが書かれています。

利用明細が届いたら、クレジットカードを利用したときにお店で受け取った「売上票(伝票)」やインターネットショッピングで利用した際の記録等と照らし合わせて、内容を確認しましょう。

売上票(伝票)と内容や金額が違う、心当たりのない請求が記載されている場合は、すぐにクレジット会社に連絡しましょう。



【 利用明細書の例 】

ご利用明細書

20××年7月〇日 ○〇クレジット株式会社

〒273-0005 千葉県船橋市本町〇丁目
船橋 太郎様

| | | |
|----------|--------|-----------|
| 1 | お支払日 | 20××年7月〇日 |
| | お支払額合計 | 25,200円 |

| | | |
|----------|--------|------|
| カード利用可能枠 | | |
| 2 | ショッピング | 50万円 |
| | 内リボ払い | 30万円 |
| | キャッシング | 30万円 |

| | | | | | |
|----------|--------|------|--------|------------------|-----------------|
| 3 | 利用日 | 利用店 | 金額 | 支払区分 | 今回支払額 |
| | 6/3 | 電気店 | 50,000 | リボ払い (手数料) | 10,000 (863) |
| | 6/7 | 百貨店 | 30,000 | 分割払い3回払 (手数料) | 10,200 (200) |
| | 6/12 | スーパー | 3,000 | 一括払 | 3,000 |
| | 6/15 | コンビニ | 2,000 | 一括払 | 2,000 |
| | ご利用合計額 | | 85,000 | お支払額 | 25,200 |

リボ払いのお支払い明細

7月現在 (今回の締切日)

| | | |
|----------|------------------|----------|
| ④ | ①前回の支払後元金残高 | 20,000円 |
| | ②新規ご利用額 | 50,000円 |
| | 今回お支払額 | 10,000円 |
| | ③内元金 | 9137円 |
| | 内手数料・利息 | 863円 |
| | 今回お支払後残高 (①+②-③) | 60,863円 |
| 5 | 手数料・利率【実質年率】 | 15.00% |
| | お支払コース | 残高スライド方式 |

| | | | |
|--------------|-------|-------|-------|
| リボ払いの毎月のお支払額 | | | |
| 利用額 | 10万円迄 | 10万円～ | 20万円～ |
| 支払額 | 1万円 | 2万円 | 1万円増 |

| | | | | |
|-------------------------------|---------|--------|-------|--------|
| 6 分割・2回払い・ボーナス払いの支払い明細 | | | | |
| お支払い月 | お支払い予定額 | お支払残高 | | |
| 7月 | 10,200 | 20,400 | | |
| 8月 | 10,200 | 10,200 | | |
| 9月 | 10,200 | 0 | | |
| 手数料・利率 (実質年率) | | | | |
| 支払回数 | 3回 | 6回 | 10回 | 15回以上 |
| 手数料率 | 12.0% | 13.7% | 14.2% | 15.00% |

★利用明細書、各項目のチェックポイント★

- ① 支払日と金額です。支払日の前日までに、引落し銀行口座残高は支払金額以上におきましょう。
- ② カード利用可能枠は、ショッピングとキャッシングをあわせた合計です。例では、50万円が上限です。
※お金を借りるキャッシング枠のないカードもあります。
「リボ払い」「分割払い」「翌月払い」などの支払い方法があります。
自分の利用枠を把握し、利用可能枠を減らしたい場合は、カード会社に申し出ましょう。
- ③ 利用日、利用店名、金額や支払区分（一括払い、分割払い、リボ払い）が書かれています。
金額など間違いがないか、身に覚えのない請求はないか、伝票の控えと照らし合わせましょう。
- ④ リボ払いについて、残高や今月の利用額、支払後の残高、手数料などがわかります。
- ⑤ リボ払いの残高です。この残高に対し手数料がかかります。
- ⑥ 分割払いの明細です。月々の支払金額、支払期間、支払残高などがわかります。

リボ払い

「リボルビング払い」とは、クレジットカードの分割払いのひとつで、利用金額にかかわらず毎月の支払額を一定額とする支払方法です。

1回の支払額が定額なので、買い物を繰り返していると、利用残高が増え、どの商品やサービスの支払いをしているのか、いつ支払いが終わるのか、わからなくなってしまいます。

さらに、クレジットカードの種類によっては、最初から「リボ払い専用」となっている場合もあり、知らずに手数料を支払っていたケースも見受けられます。カード申込時には注意が必要です。

支払い明細は必ず確認し、毎月の支払額、支払回数、利用残高、手数料をきちんと把握しましょう。

こんなトラブルが！

相談窓口
から

事例1

クレジットカードの明細書にインターネットショッピングモール名で毎月540円の請求があるのに気づいた。覚えがなくカード会社に問い合わせると、3年前からの契約のようだとされた。不正利用だろうか。



センターから

3年前にショッピングモールに登録した際に、初月だけ無料の会員サービスを付けていたと分かりました。翌月から請求が発生し、解約手続きをしていなかったため、料金が引かれていました。すぐに手続きをすることになりました。

事例2

ネットショップ専用のクレジットカードが「送料無料！ポイントも増える！」とあったので申し込み、4万8000円のバッグをカード払いにした。翌月に1万円しか引き落としがなく、買い物した金額と違った。クレジットカード会社に問い合わせると「リボ払いだ」とされた。リボ払いには手数料がかかるようだ。



センターから

クレジットカードの申し込み時に、支払方法があらかじめ「リボ払い」と設定されている場合や、「リボ払い専用」のカードもあります。「リボ払い」には手数料がかかります。「リボ払い」であることに気付かないまま、支払いがなかなか終わらないという事例もあります。事前に支払方法を確認しましょう。

事例3

去年スーパーマーケットで、「今なら1000円分のポイントがもらえる」と勧められ、ポイントカードのつもりで申し込んだ。今年クレジットカード会社から1000円の引き落としがあった。問い合わせるとクレジットカードの年会費だった。

センターから

ポイントカードと勧められても、クレジット機能を備えている場合があります。クレジットカードの会員になると、年会費がかかることもあります。申し込み時に内容をよく確認しましょう。



**クレジットカードの明細だけでなく、
金融機関の通帳や各種利用明細をこまめに確認しましょう！**

平成29年度 消費生活センター 相談概要

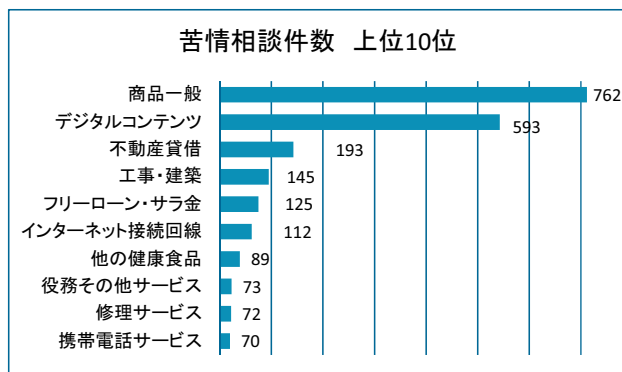
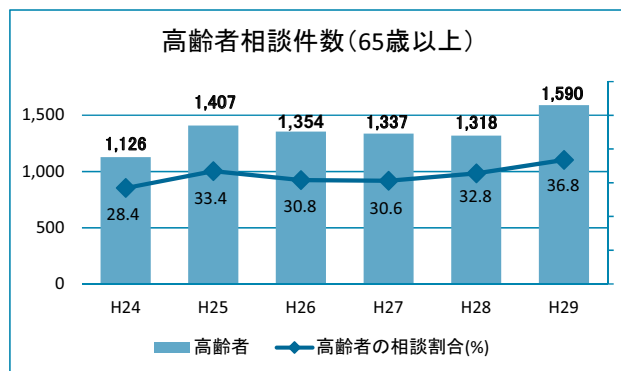
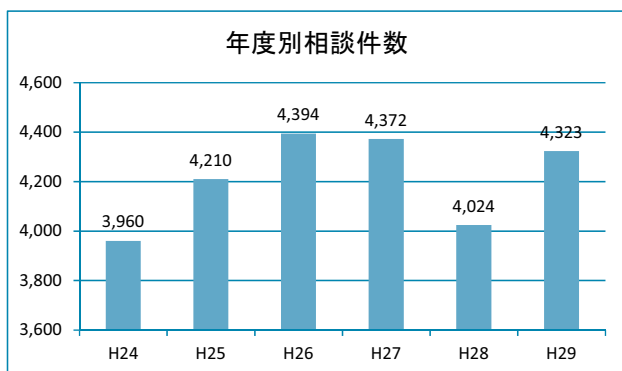
船橋市消費生活センター

場 所： J R船橋駅南口フェイスビル5階
電 話： 047-423-3006
F A X： 047-423-3040
相談受付： 月～金曜日 第2・4土曜日
(祝日・年末年始はⓧ)
午前9時～午後4時

消費生活センターでは、契約に関する苦情や問い合わせに対し情報提供やトラブルの解決のお手伝いをしています。

昨年度の消費生活センターに寄せられた相談件数は4,323件で、相談内容の最多は商品一般に関するもので、これはハガキによる架空請求が多発したからです。次はデジタルコンテンツ[※]に関するものでした。この2つで、相談全体の3割を超えています。

※デジタルコンテンツとはアダルトサイト、出会い系サイト、オンラインゲームなどの携帯電話やパソコンのインターネットを通じて提供されるサービスです。



高齢者の消費者トラブル

平成29年度相談件数の36.8%を高齢者(65歳以上)が占めています。昨年度多発した架空請求ハガキは、主に高齢者に届いているので引き続き注意が必要です。

また、リフォームなどの点検商法やサギまがいの投資勧誘のトラブルもなくなりません。

悪質商法の被害を防ぐには、その手口を知り、対処方法を学んでおきましょう。

まちづくり出前講座

消費生活相談員が講師としてあなたの地域・町会・サークルに出向きます。

●社会教育課(047-436-2895)で受付しています。

消費者講座Ⅰ…幼児・小学生・保護者向け(やくそくやきまりごと、おこづかいの管理など)

消費者講座Ⅱ…中・高校生、若者向け(契約の仕組み、さまざまなトラブルにあわないためになど)

消費者講座Ⅲ…成人・高齢者向け(悪質商法、契約トラブルとその対処法など)

弁護士による多重債務専門相談

●消費生活センター(047-423-3006)で受付(予約制)しています。(無料)

※消費生活相談員による事前相談を受けてください。

【日時】第2・4土曜日 午前10時～午後4時(祝日と重なる場合は休止)